

別紙 3 訴訟費用負担一覧

- 1 原告甲 1 に生じた費用の全部及び各被告に生じた費用の各 5 0 0 分の 3 7 を同原告の負担とする。
- 2 原告甲 2 に生じた費用の 5 0 0 分の 3 1 1、被告東芝に生じた費用の 5 0 0 分の 2 及びその余の各被告に生じた費用の各 5 0 0 分の 4 を同原告の負担とする。
- 3 原告甲 3 に生じた費用の 5 0 0 分の 3 6 5、被告東芝に生じた費用の 5 0 0 分の 5 2 及びその余の各被告に生じた費用の各 5 0 0 分の 7 1 を同原告の負担とする。
- 4 原告甲 4 に生じた費用の 5 0 0 分の 3 3 0、被告東芝に生じた費用の 5 0 0 分の 1 5 及びその余の各被告に生じた費用の各 5 0 0 分の 2 2 を同原告の負担とする。
- 5 原告甲 5 に生じた費用の 5 0 0 分の 4 0 0、被告東芝に生じた費用の 5 0 0 分の 8 及びその余の各被告に生じた費用の各 5 0 0 分の 9 を同原告の負担とする。
- 6 原告甲 6 に生じた費用の 5 0 0 分の 3 1 6、被告東芝に生じた費用の 5 0 0 分の 1 4 及びその余の各被告に生じた費用の各 5 0 0 分の 2 2 を同原告の負担とする。
- 7 原告甲 7 に生じた費用の全部及び各被告に生じた費用の各 5 0 0 分の 2 を同原告の負担とする。
- 8 原告甲 8 に生じた費用の 5 0 0 分の 3 1 2、被告東芝に生じた費用の 5 0 0 分の 9 及びその余の各被告に生じた費用の各 5 0 0 分の 1 4 を同原告の負担とする。
- 9 原告甲 9 に生じた費用の 5 0 0 分の 3 4 0、被告東芝に生じた費用の 5 0 0 分の 4 及びその余の各被告に生じた費用の各 5 0 0 分の 7 を同原告の負担とする。

告の負担とする。

1 0 原告甲 1 0 に生じた費用の 5 0 0 分の 3 6 5、被告東芝に生じた費用の 5 0 0 分の 6 及びその余の各被告に生じた費用の各 5 0 0 分の 9 を同原告の負担とする。

1 1 原告甲 1 1 に生じた費用の 5 0 0 分の 4 8 7、被告東芝に生じた費用の 5 0 0 分の 2 及びその余の各被告に生じた費用の各 5 0 0 分の 3 を同原告の負担とする。

1 2 原告甲 1 2 に生じた費用の 5 0 0 分の 4 1 4、被告東芝に生じた費用の 5 0 0 分の 5 6 及びその余の各被告に生じた費用の各 5 0 0 分の 6 7 を同原告の負担とする。

1 3 原告甲 1 3 に生じた費用の 5 0 0 分の 4 1 0、被告東芝に生じた費用の 5 0 0 分の 7 0 及びその余の各被告に生じた費用の各 5 0 0 分の 8 6 を同原告の負担とする。

1 4 原告甲 1 4 に生じた費用の 5 0 0 分の 3 6 9、被告東芝に生じた費用の 5 0 0 分の 1 4 及びその余の各被告に生じた費用の各 5 0 0 分の 1 9 を同原告の負担とする。

1 5 原告甲 1 5 に生じた費用の 5 0 0 分の 4 5 7 及び各被告に生じた費用の各 5 0 0 分の 2 を同原告の負担とする。

1 6 原告甲 1 6 に生じた費用の 5 0 0 分の 1 8 3、被告東芝に生じた費用の 5 0 0 分の 1 及びその余の各被告に生じた費用の各 5 0 0 分の 3 を同原告の負担とする。

1 7 原告甲 1 7 に生じた費用の 5 0 0 分の 3 7 8、被告東芝に生じた費用の 5 0 0 分の 8 及びその余の各被告に生じた費用の各 5 0 0 分の 1 0 を同原告の負担とする。

1 8 原告甲 1 8 に生じた費用の全部及び各被告に生じた費用の各 5 0 0 分の 4 を同原告の負担とする。

- 19 原告甲19に生じた費用の500分の475、被告東芝に生じた費用の500分の26及びその余の各被告に生じた費用の各500分の27を同原告の負担とする。
- 20 原告甲20に生じた費用の全部及び各被告に生じた費用の各500分の30を同原告の負担とする。
- 21 原告甲21に生じた費用の500分の382、被告東芝に生じた費用の500分の39及びその余の各被告に生じた費用の各500分の52を同原告の負担とする。
- 22 原告ら（ただし、原告甲1、原告甲7、原告甲18及び原告甲20を除く。）及び被告東芝に生じたその余の費用を被告東芝の負担とする。